

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画策定支援サービス

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を受けることができます。

経営のパスポートを
ご存じですか？

経営力向上計画はメリットがたくさん！

POINT

①

固定資産税が3年間半分にになります

機械装置、工具、器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

※一部地域、業種は限定されます。

POINT

②

即時償却・税額控除の適用

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用できます。

※固定資産税の特例と併用することができます。

POINT

③

日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利－0.9%の設備資金の融資を受けることができます。

※融資を受けられない場合もあります。

POINT

④

各種補助金の加点・優先採択

ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継補助金など審査時に加点を受けることができます。

**優遇措置を受けるには
原則事前に認定を受ける必要があります**

裏面のセミナー（無料）では、「経営力向上計画」作成のポイントを解説します。